

令和 8 年度 指導監査について

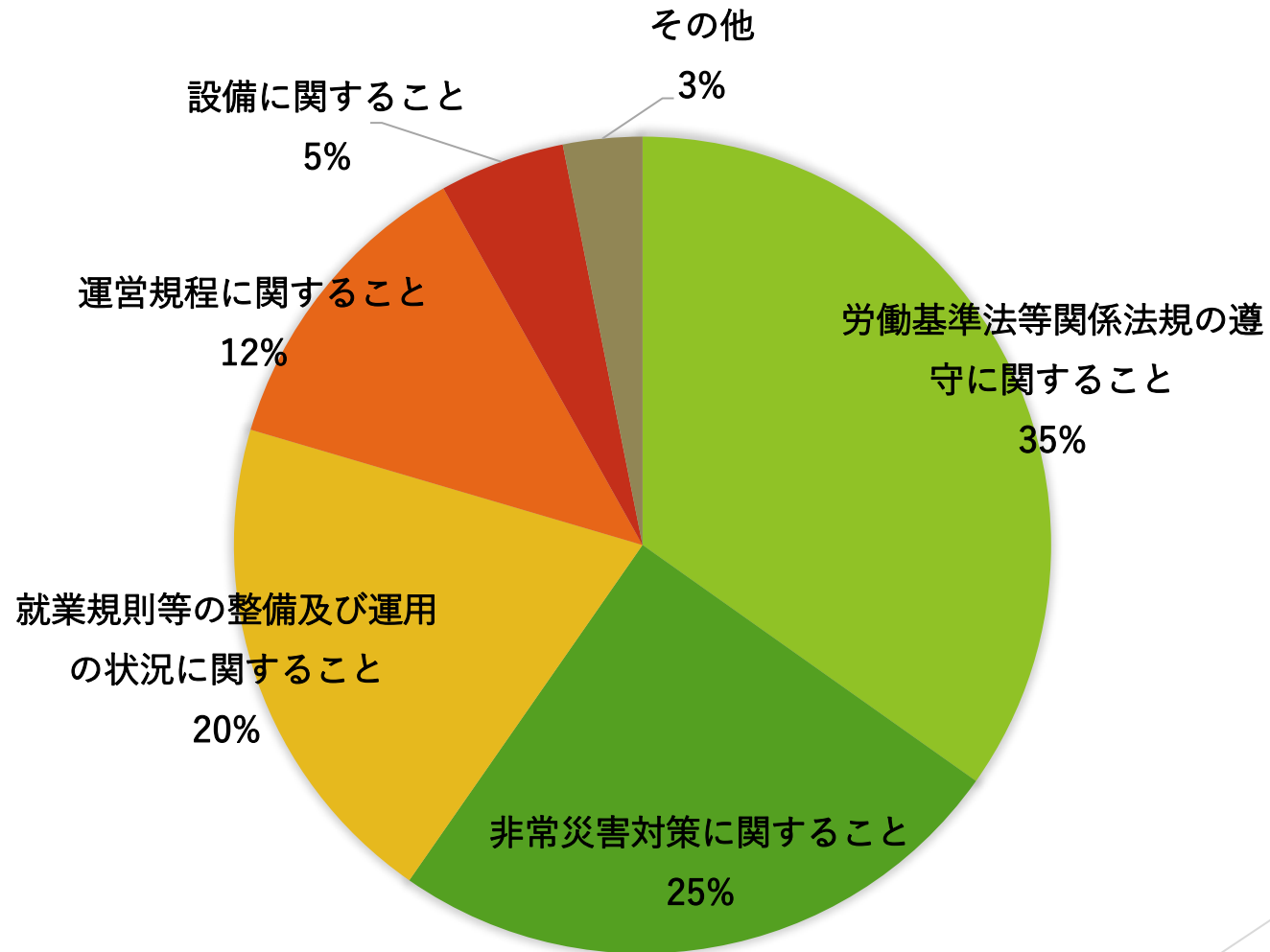
(社会福祉施設 施設運営)

熊本市 指導監査課

目次

1. 令和 7 年度の指摘・助言事項
 - ①指摘・助言件数割合
 - ②指摘・助言まとめ
2. 非常災害対策について
3. 令和 8 年度の指導監査重点事項
4. 周知事項

1. 令和7年度の指摘・助言事項 (①－指摘・助言件数割合)



1. 令和7年度の指摘・助言事項 (②－まとめ)

項目	主な内容	指摘区分
労働基準法等関係法規の遵守に関すること	・ 常時10人以上50人未満の職員を使用している施設で、衛生推進者の選任と周知がされていない。	助言
	・ ハラスメント(セクハラ、マタハラ、パワハラ)防止のために事業主が講ずべき措置のうち、相談窓口の周知がされていない。	助言
非常災害対策に関する こと	・ 地域の立地条件を考慮した風水害、地震等に対する非常災害対策計画を作成していなかった。	助言
就業規則等の整備及び運用に関すること	・ 法定外賃金控除に関し、非常勤職員及び再雇用職員について就業規則等に定めていない。	助言
	・ 労使協定や就業規則（給与規程）に定める法定外賃金控除の内容が実際に控除されている内容と相違していた。	助言

1. 令和7年度の指摘・助言事項 (②－まとめ)

項目	主な内容	指摘区分
運営規程に関すること	・利用者（保護者）から徴収する実費徴収額について、重要事項説明書と相違していた。	口頭
設備に関すること	・施設の設備について、用途変更が行われていたが、設備の変更についての所要の手続きが行われていなかった。	口頭

2. 非常災害対策について

項目	消防計画	非常災害対策計画	業務継続計画（BCP）
主な目的	火災の予防、火災（地震）発生時の被害軽減	災害時の利用者・職員の安全確保	災害時でも事業・サービスを継続
根拠法令等	消防法	運営基準等	運営基準等
想定する災害	火災（＋地震）	災害全般	災害全般・感染症
計画の性格	火災を予防し、被害を最小限に抑えるための対応策	命と安全を守るための計画	事業を止めない・早期再開のための対応策

※いずれの計画も定期的な見直し、訓練が必要です。

※施設が災害危険区域に指定されている場合は、要配慮者避難確保計画の作成も必要です。

3. 令和8年度の指導監査重点事項について

▶ 重点事項

- ・ 運営規程に関すること（保育所及び認定こども園のみ）
- ・ 労働基準法等関係法規の遵守に関する事項
- ・ 就業規則等の整備及び運用の状況に関する事項
- ・ 非常災害対策及び業務継続計画に関する事項

4. 周知事項

▶ カスタマーハラスメント対策について

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)

令和8年10月1日施行

- ・ 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談体制の整備
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応
- ・ 悪質事案に対する対処の方針の策定・周知、体制の整備
- ・ 相談者のプライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

お願い

監査資料と自己点検表は、
今年度の様式を使用してください。

ご視聴ありがとうございました。

本動画に関する質問は、指導監査課までお問合せください。